

資料 1

国司館と家康御殿整備活用検討懇談会委員名簿（9名）

（50音順、敬称略）

No.	所属	氏名	住所	備考
1	学識経験者	北島 和一	府中市本町	
2		松本 三喜夫	稲城市	
3	近隣自治会代表	臼井 正	府中市本町	
4		島田 勇	府中市本町	
5	近隣商店街代表	石川 三郎	府中市本町	
6		岡野 光男	府中市本町	
7	公募市民	井原 茂幸	府中市北山町	
8		加藤 孝子	府中市南町	
9		宗形 清英	府中市美好町	

任期：平成23年12月1日から平成24年3月31日まで

## 国司館と家康御殿整備活用検討懇談会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、国史跡武蔵国府跡御殿地地区の保存、整備及び活用(以下「保存等」という。)の検討に関し、広く市民の意見を聴くことを目的として、国司館と家康御殿整備活用検討懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、保存等の検討についての意見交換等を行い、教育委員会に対し提言する。

### (組織)

第3条 懇談会は、10名以内の委員で組織し、教育委員会が依頼する。

2 懇談会に、座長及び副座長を置き、委員の互選により選出する。

3 座長は、会務を総理し、会議の進行をつかさどる。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 懇談会は、教育委員会が召集する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、教育委員会が依頼した日から平成24年3月末日までとする。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、文化スポーツ部ふるさと文化財課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

### 付 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。